

帯広市乳幼児等医療費助成制度の改正（令和6年4月1日～）について

◇助成対象の拡大

現在（～令和6年3月診療分まで）

	就学前		小学生		中学生	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院
所得超過	助成対象外					
課税	負担なし		1割負担		助成対象外	
非課税	負担なし					

令和6年4月診療分～

	就学前		小学生		中学生	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院
所得超過	拡大 負担なし		拡大			
課税	負担なし		1割負担		1割負担	
非課税	負担なし					

◇受給者証の記載内容の変更

交付年月日が「令和5年8月1日」以降の受給者証については、主に の網かけ箇所の記載が変更となっています。

○受給者証表面

※交付年月日が令和6年3月31日までの証は「乳幼児等医療費受給者証」となります。

子課	【市内の医療機関等にて使用可能】															
	子ども医療費受給者証															
公費負担者 番号	9	0	0	1	0	0	7	5	受給者 番号	1	2	3	4	5	6	7
	9	1	0	1	0	0	7	4								
	9	2	0	1	0	0	7	3								
受給者	住所 帯広市〇〇〇〇															
	氏名 帯広 太郎															
	生年月日 平成 29年 8月 1日															
有効期間	令和 5年 8月 1日 から															
	令和 6年 7月 31日 まで															
【3月まで入院・指定訪問看護のみ対象】																
一部負担金	【自己負担額の2/3を助成】															
医療機関等 請求方法	(3月まで)公費負担請求方法：裏面②															
	(4月から)公費負担請求方法：裏面④															
発行機関名及び印	帯 広 市															
交付年月日	令和〇年〇月〇日															

○受給者証裏面

<医療機関等各位>

表面「医療機関等請求方法」欄の公費負担請求方法の番号を確認し、公費の請求をお願いします。

- ①(子初)通院・入院の一部負担金は90 北海道基準の自己負担金は91
- ②(子課)通院・入院の一部負担金(1割相当額)は90
北海道基準の自己負担金は91
- ③(子初)入院の一部負担金は90 北海道基準の自己負担金は91
通院の一部負担金は92
- ④(子課)入院の一部負担金は90 通院の一部負担金は92
- ⑤(子初)通院・入院の一部負担金は92
- ⑥(子課)通院・入院の一部負担金は92

北海道基準の自己負担金、受給者の月額上限額（表面「一部負担金」欄に【〇月から】自己負担額の2/3を助成】の記載のある者）については、下記のとおりです。
（北海道基準の自己負担金）

- ・(子初)・初診時一部負担金(医科：580円 歯科：510円)
- ・訪問看護：診療費の1割相当額（※月額上限額：8,000円）
- ・(子課)診療費の1割相当額

（受給者の月額上限額）

- ・入院：57,600円（ただし、過去12か月以内に当該上限額に達した月が3月以上ある場合は、44,400円）
- ・通院・訪問看護：18,000円（※通院については別途年額上限有）